

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬については、定款第8条に則り、勤務実態に応じ理事・評議員・監事に対して次のように支給する。

(支給額)

第3条 支給額は理事会・評議員会等に参加した場合1回10,000円(源泉徴収税引き後の手取額)とする。

(支給日)

第4条 報酬は、理事会・評議員会終了後に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成14年4月27日から施行する。

この規程は、平成22年2月23日から施行する。

この規程は、平成28年12月17日から施行する。